

担い手確保、育成

港湾工事における休日確保等に向けた取組
「工程提示型」
「荒天リスク精算型」
「休日確保方針提案型」の試行について

～港湾工事におけるWLBの推進～

平成28年 6月
九州地方整備局 港湾空港部

港湾工事における休日確保等に向けた取組

●平成26年6月に公布・施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」には、現在及び将来の公共工事の品質確保に資するため、その担い手の中長期的な育成及び確保が明記されており、労働環境の健全化を目指し、休日確保について取組を推進するものである。

「工程提示型」

＜目的＞これまで責任施工の一環として、受注者が作成する工程計画とこれに基づく工程管理が行われてきているところであるが、これまでも増して適切な工程管理を促すとともに、相互信頼関係を構築し技術者等の工程への不安の低減化を図るため、発注者が想定する標準工程表を提示するものである。

＜概要＞契約後、施工会議や3者連絡会、設計変更協議会などにおいて工程の提示を行うことを想定。提示する工程はあくまでも参考であって、受注者に発注者の工程を押しつけるものではない。

「荒天リスク精算型」

＜目的＞発注者が荒天リスクの精算と工程変更に対応することで受注者に休日確保を促す試行工事。供用係数を従来の固定制から精算制にし、工程変更にも対応することで、無理な工期短縮に走ることを抑制しつつ休日確保しやすい環境を促すことで、技術者等への過度な負担を軽減し、担い手の育成・確保に繋げる。

＜概要＞施工実績(運転日数・休止日数)により積算基準に基づいた実績供用係数を算出し、工期末までに算出した実績供用係数を用いて契約変更を行う。また、必要に応じて工期延伸も行う。

「休日確保方針提案型」

＜目的＞「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の理念に基づき、労働環境の健全化を目指した取組の休日確保について、受発注者が一体となってその取組を推進し、担い手の育成・確保に繋げる。

＜概要＞総合評価落札方式を適用する工事において、提出させる資料の一部に休日確保の方針を明示させ、これを評価し休日確保の履行義務を負わせることで、受注者が主体となって技術者等の休日確保に取り組むものである。